

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年9月27日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
東京都杉並区高井戸東3丁目8番13号		ケンコーマヨネーズ株式会社 代表取締役社長 島本 国一 電話番号：03-5962-7777					
主たる業種	ソース製造業	細分類番号	0 9 4 3				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	工場におけるエネルギーの省エネを図るため、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき年1%の削減を行う。						
計画を推進するための体制	環境管理推進委員会を設置しており、その中で省エネの管理、推進を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,271.7 トン	10,255.2 トン	10,255.2 トン	10,255.2 トン	-0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,346.9 トン	10,255.2 トン	10,255.2 トン	10,255.2 トン	-0.9 パーセント	
	目標の根拠	コロナ禍から回復し生産数量は増加傾向にあるため年1%生産量の増加を見込んでいるが、その中で改善等を行い温室効果ガスの排出量は横ばいを維持する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/1000)	39.51	38.99	38.55	38.12	-2.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	省エネ法に基づき前年度1%以上の原単位の削減目標を設定している。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	62 パーセント	62 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	ボイラ及び冷蔵施設の台数制御を実施 冷蔵、冷凍機の設備更新					
	令和6年度	ボイラ及び冷蔵施設の台数制御を実施					
	令和7年度	ボイラ及び冷蔵施設の台数制御を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤のほかに、合理的な手段がないため措置が実施していない。ただし「エコドライブ10のすすめ」およびアイドリングストップを推進していく。					
	上記の措置を採用する理由	引続き啓蒙活動を実施していくため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	製品製造時に発生する製品端数の有効活用として、舞鶴市の「NPO法人まちづくりサポート」へ提供しイベント等で活用していただく取組を2021年度より継続しており、引き続き実施していく。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。